

仕 様 書

1. 発注課 建設部建設政策課
2. 品 名 大型特殊自動車
3. 数 量 1台
4. 車 種 除雪ドーザ（13t級、車輪式、サイドスライド式アングリングプラウ形、両サイドシャッタ付）
5. 概 要 別添仕様書による
6. 性 能 別添仕様書による
7. 主要諸元 別添仕様書による
8. 車 体 別添仕様書による
9. 除雪装置 別添仕様書による
10. 計器類 別添仕様書による
11. 照明装置類 別添仕様書による
12. 付属装置及び付属品 別添仕様書による
13. 塗 装 国土交通省建設機械塗装基準
14. 検 査 別添仕様書による
15. 保 証 別添仕様書による
16. その他の事項 別添仕様書による
17. 納入場所及び納入期限 ①須坂建設事務所
②令和6年3月15日
※この契約の締結後において、経済状況の激変等により、契約内容が著しく不相当となったときは、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更できるものとする。
18. その他 ①新規登録（緊急自動車指定）及び特殊装備関係の手続きは、受注者において一切行うこと。
②細部については、発注課と打合わせること。
19. 参考機種 上記仕様を満たすものとしては次の機種があります。
（株）小松製作所WA270-8Y、日立建機（株）ZW180-6
日本キャタピラー合同会社926M

除雪ドーザ（13 t級、車輪式、サイドスライド式アングリングプラウ形、
両サイドシャッタ付）仕様書

令和5年度

3. 車 体

(1) 機 関

形 式

水冷、ディーゼル機関

定格出力

96 kW 以上

(2) 動力伝達装置

前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

(3) タイヤ

形 式

スノータイヤ

(4) かじ取装置

形 式

車体屈折式

(5) 運転室

構 造

全鋼製密閉形

窓

(前)熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付

(後)冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

(1) 形 式

油圧式サイドスライド式アングリングプラウ形

両サイドシャッタ付き

(2) 能 力

切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端) 地下100 mm～地上3,000 mm 以上

アングリング角度

左右各30 度 以上

上昇速度(切刃下端、機関定格回転速度において)

500 mm/s 以上

(3) プ ラ ウ

構 造

鋼板円筒曲面構造

全 幅

3,500 mm 以上

全 高

1,100 mm 以上

そ り

除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

切 刃

ストレート形平形刃先(JIS D6101)

5. 計器類

(1) 速度計又は機関回転計(運行記録計(45 km/h、7日計))

1 式

(2) 燃料計

1 式

(3) アワーメータ

1 式

(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯

1 式

(5) 水温計

1 式

(6) 充電警告灯

1 式

6. 照明装置類

(1) 前方作業灯

2 灯以上

(2) 後方作業灯

2 灯

(3) 黄色灯火 (散光式) 全幅 1,100mm以上 1 式

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー 1 式
(2) エアコン 1 式
(3) ウインドウォッシャー (電動式) 1 式
(4) 標識板 (300×570mm以上、車体後部取付) 1 式
(5) 後方確認カメラ・モニタ 1 式
(6) 振動抑制装置 1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具 1 式
(2) 取扱説明書 (簡易な説明用ビデオを含む) 1 部
(3) 部品表 1 部
(4) 履歴簿 (形式、製作番号、仕様等、必要事項を記入のこと) 1 部
(5) 床マット 1 式
(6) タイヤチェーン (リング付、チェーンバンド付) 1 式

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 バッテリーカットスイッチ及びバッテリーの盗難防止装置を取り付けること。詳細については、発注者と協議のこと。

11-4 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-5 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。